

係の責任および対策について

1. 例会における係の責任について

【基本的な考え方】

1. 山岳会会員は対等な関係にあり、リーダーに安全を確保する注意義務を生じさせることはない(注意義務違反＝過失)。従って、損害賠償責任は原則として生じない。
2. 会員は自己責任において、危険を回避する措置をとるものとされる。
3. 登山技術の訓練など、一定の場合においては、指導的立場にある会員が他の会員に対し注意義務を負うこともある。但しその場合でも、ガイドや教員の注意義務とは性質が異なり、注意義務が認められるのは例外的な場合に限定される。判例においても過失は相殺されている。

(※山岳会に関する裁判例は乏しく、横浜地判平成3年1月21日日和田山転落事故以外の判例は確認できません。従って、この時の判例に従った上記の考え方を基本とします。)

2. 係の損害賠償責任に対する保険について

1. 例会中の事故は基本的に自己責任であり、事故によって被った損害の補填が必要な場合は、各会員が契約している保険によって対応する。
2. 万が一、係が法律上の損害賠償責任を課せられた場合は、係が契約している個人損害賠償責任保険にて対応する(遭難対策部より補助金支給)。
3. 例会、教室共に、基本的に個人損害賠償責任保険にて対応可と考えられる。

- ・保険金が支払われるのは、法律上の損害賠償責任を負われた場合に限りです。
- ・また、事故が起きた際の個別の状況および各保険会社の判断に依存します。
- ・業務上の損害賠償責任は、個人損害賠償責任保険の適用外(公認スポーツ指導者総合保険など、施設所有(管理)者賠償責任保険が対応)。

【日山協山岳保険(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)支払事例】

- ① クライミングの確保に不備があり、クライマーが墜落し、打撲した事故。
- ② 登はん中にビレーを解除してしまったために相手が落下した事故。
- ③ 沢登りの際にバランスを崩し、それを救おうとした相手が落下した事故。

【ココヘリ代理店(ワールドインシュアランスエージェンシー)の回答】

山岳会が営利目的でない活動をしている場合、クライミングは危険受任(危険を承知で行うもの)となり、そもそも法律上の賠償責任は問えない可能性があるものと推定します。実際には個々のケースによって、保険適応は case by case となります。

3. 対策について

- ・会員の意識を高める(連れて行ってもらうんじゃない、主体的な意識での参加を促す活動)。
- ・例会参加の心得の徹底(係はツアーコンダクターやガイドではない、自己責任の原則)。
- ・教室募集の要項および申込書においても、上記を目的とした内容の見直し。
- ・係は個人損害賠償責任保険加入を徹底。

以上